

(新)

組織することができる。	2 協議会は、必要があると認めるときは、学識経験を有する者その他の協議会が必要と認める者をその構成員として加えることができる。	3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。	(海岸協力団体の指定)	第二十三条の三 海岸管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる」と認められる法人その他これに準ずるものとして主務省令で定める団体を、その申請により、海岸協力団体として指定することができる。	2 海岸管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該海岸協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。	3 海岸協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を海岸管理者に届け出なければならない。	4 海岸管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。	(海岸協力団体の業務)	第二十三条の四 海岸協力団体は、当該海岸協力団体を指定した海岸管理者が管理する海岸保全区域について、次に掲げる業務を行うものとする。	一 海岸管理者に協力して、海岸保全施設等に関する工事又は海岸保全施設等の維持を行うこと。	二 海岸保全区域の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供する。	三 海岸保全区域の管理に関する調査研究を行うこと。
-------------	---	--	---	-------------	---	--	---	---	-------------	--	--	-----------------------------------	---------------------------

(新規)

(新規)

(旧)

(新)

四 海岸保全区域の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(監督等)

第二十三条の五 海岸管理者は、前条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 海岸管理者は、海岸協力団体が前条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、海岸協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 海岸管理者は、海岸協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 海岸管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第二十三条の六 主務大臣又は海岸管理者は、海岸協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

(海岸協力団体に対する許可の特例)

第二十三条の七 海岸協力団体が第二十三条の四各号に掲げる業務として行う主務省令で定める行為についての第七条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、海岸協力団体と海岸管理者との協議が成立することをもつて、これらの規定による許可があつたものとみなす。

(強制徴収)

第三十五条 第十一条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第十

(旧)

(新規)

(新規)

(新規)

(強制徴収)

第三十五条 第十一条の規定に基づく占用料及び土石採取料並びに第十

(新)

十八 法第十九条の規定により、損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十九、二十、二十一 (略)

二十三 法第二十三条第一項の規定により必要な土地を使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具若しくは器具を使用し、若しくは工作物その他の障害物を処分し、又は同条第二項の規定によりその付近に居住する者若しくはその現場にある者を業務に従事させること。

二十四 法第二十三条第三項並びに同条第四項において準用する法第十二条の第二項及び第三項の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び損失を補償すること。

二十五 法第二十三条第五項の規定により損害を補償すること。

二十六 法第二十三条の三の規定により、海岸協力団体の指定をし、及び当該海岸協力団体の名称等を公示し、又は海岸協力団体による届出を受理し、及び当該届出に係る事項を公示すること。

二十七 法第二十三条の五の規定により、報告を求め、必要な措置を講ずべきことを命じ、又は海岸協力団体の指定を取り消し、及びその旨を公示すること。

二十八 法第二十三条の六の規定により情報の提供又は指導若しくは助言をすること。

二十九 法第二十三条の七の規定により海岸協力団体と協議すること。

三十、三十一 (略)

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域（前項第二十三号から第二十五号までに掲げる権限にあつては、主務大臣が海岸管理者の意見を聴いて定め、主務省令で定めるところにより公示された区域を除く。）につき、同条第三

(旧)

十 法第十九条の規定により損失の補償について損失を受けた者と協議し、及び補償金を支払い、又は補償金に代えて工事を行うことを要求し、並びに協議が成立しない場合において収用委員会に裁決を申請すること。

十一、十二、十三 (略)

十五、十六 (略)

2 前項に規定する主務大臣の権限は、法第六条第三項の規定に基づき公示された工事の区域につき、同項の規定に基づき公示された工事の開始の日から当該工事の完了又は廃止の日までに限り行うことができる。ただし、前項第三号の三から第四号まで、第九号、第十号、第十

(新)

二 損害補償を受ける権利を有する者の戸籍の謄本又は除かれた戸籍の謄本	三 損害補償を受ける権利を有する者の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実を証するに足りる書面	四 請求者が当該損害補償を受けるべき権利を有することを証するに足りる書面	4 海岸管理者は、第一項の請求書を受理したときは、これを審査し、補償の可否並びに補償する場合における補償金の額及び支給の方法を決定し、これらを請求者に通知しなければならない。	5 損害補償を受けている者は、当該損害補償の支給を停止すべき事由が生じた場合は、当該事由を記載した書面及び当該事由が生じたことを証するに足りる書面を海岸管理者に提出しなければならない。	(海岸協力団体として指定することができる法人に準ずる団体)	第七条の三 法第二十三条の三第一項の主務省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。	(海岸協力団体の指定)	第七条の四 法第二十三条の三第一項の規定による指定は、法第二十三条の四各号に掲げる業務を行う海岸の区域を明らかにしてするものとする。	(海岸協力団体に対する許可の特例の対象となる行為)	第七条の五 法第二十三条の七の主務省令で定める行為は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める行為(当該海岸協力団体がその業務を行う海岸の区域において行うものに限る。)とする。	一 法第七条第一項の規定による許可 清掃その他の海岸保全施設等
------------------------------------	--	--------------------------------------	---	--	-------------------------------	---	-------------	--	---------------------------	---	---------------------------------

(旧)

(新規)

(新規)

(新規)

(新)

の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な同項に規定する他の施設等の設置による海岸保全区域の占用	
二	法第八条第一項（第一号を除く。）の規定による許可 清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における法第七条第一項に規定する他の施設等の新設若しくは改築又は土地の掘削、盛土、切土その他令第三条第一項に定める行為
(海岸保全区域台帳)	
第八条 (略)	
2・3 (略)	
4	図面は、平面図、横断面及び水準面図とし、海岸保全区域につき次の各号により調製するものとする。
一・二 (略)	
三	平面図については、
イ・ニ (略)	
ホ	海岸保全施設の位置（砂浜又は樹林にあつては、その敷地である土地の区域）及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な海岸保全施設については、その構造図（各部分の寸法並びに東京湾中等潮位、最低水面、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位を記入すること。）を添附し、必要がある場合には縦断面図をも添附すること。
5	へ (略)
四・五 (略)	
5 (略)	

(旧)

の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な同項に規定する他の施設等の設置による海岸保全区域の占用	
二	法第八条第一項（第一号を除く。）の規定による許可 清掃その他の海岸保全施設等の維持又は海岸環境の整備と保全及び公衆の海岸の適正な利用に関する情報若しくは資料の収集及び提供、調査研究若しくは知識の普及及び啓発のために必要な水面若しくは公共海岸の土地以外の土地における法第七条第一項に規定する他の施設等の新設若しくは改築又は土地の掘削、盛土、切土その他令第三条第一項に定める行為
(海岸保全区域台帳)	
第八条 (略)	
2・3 (略)	
4	図面は、平面図、横断面及び水準面図とし、海岸保全区域につき次の各号により調製するものとする。
一・二 (略)	
三	平面図については、
イ・ニ (略)	
ホ	海岸保全施設の位置及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な海岸保全施設については、その構造図（各部分の寸法並びに東京湾中等潮位、最低水面、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位を記入すること。）を添附し、必要がある場合には縦断面図をも添附すること。
5	へ (略)
四・五 (略)	
5 (略)	